

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループが着実で安定した成長を持続し、中長期的に企業価値を向上させるとともに、地球環境と調和した事業活動を展開し、株主、取引先、従業員及び地域住民に信頼される企業グループとして、社会の生活・産業・文化の発展に貢献することを目指し、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、2020年度を最終年度とする第3次中期事業計画「Move on 革進と飛翔」を策定し、グループ経営理念「世界中の人々へ やさしい未来をつむぐ」のもと、長期ビジョン「戦略的に事業ポートフォリオを変革し、持続的に成長し続ける企業グループへ」を掲げ、成長戦略の実行に取り組んでいます。

同計画では、中長期の事業ポートフォリオ見直しの方向性や2020年度までの3ヶ年の設備投資計画、研究開発を伴う新規事業などの概要を示すとともに、経営指標として「売上高」、「営業利益」、「ROE」、「ネットD/Eレシオ」の目標を定めています。

今後、資本コストを踏まえた事業ポートフォリオの戦略的な変革に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社では、事業の飛躍・拡大、持続的成長のためには、様々な企業との協力関係が必要不可欠と考えており、中長期的な企業価値の向上に資する判断した場合に、取引先の株式を政策保有株式として保有しています。

一方で、資本コストを踏まえて中長期的な観点から継続保有の合理性・必要性を取締役会で定期的に検証しており、保有が相当でないと判断される場合には、取引先との対話・交渉の実施を踏まえ、売却を検討しています。本年度については、検証の結果、全ての保有株式について保有の妥当性があることを確認しています。政策保有株式に関する方針及び政策保有株式に係る議決権行使の基準は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第14条(株式等の政策保有に関する方針)に記載していますのでご参照ください。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社グループにおいて関連当事者間取引を行う場合の手続の枠組みにつきましては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第13条(関連当事者間取引の管理体制)に記載していますのでご参照ください。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、人事部・財務部で構成される「年金資産運用委員会」を主管とし、企業年金の適切な運用・管理を行っています。

また、運用・管理に携わる担当者については、実務や研修等を通じて資質向上に努めており、法令や制度運営に関する情報収集を継続して行っています。今後においても、従業員の利益確保のために、運用受託機関に対してモニタリングを行うことで安定的な資産形成に努めてまいります。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

()経営理念・経営戦略・経営計画

当社の社是・経営理念・行動規範及び中期事業計画につきましては、当社ホームページで公表していますのでご参照ください。

社是・経営理念・行動規範:<https://www.daio-paper.co.jp/company/policy/>

中期事業計画:<https://www.daio-paper.co.jp/ir/policy/plan/>

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として制定していますのでご参照ください。

コーポレートガバナンス・ガイドライン:https://www.daio-paper.co.jp/wp-content/uploads/pdf/csr/corporate_governance_guideline.pdf

()取締役の報酬決定の方針・手続

当社の常勤取締役の報酬決定の方針・手続につきましては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第11条(報酬委員会)に記載していますのでご参照ください。

()取締役の選解任及び監査役候補者の指名の方針・手続

当社の取締役の選解任と監査役候補者の指名を行う際の方針・手続につきましては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第6条(取締役の選解任手続等)及び第7条(監査役の指名手続)に記載していますのでご参照ください。

()取締役候補者・監査役候補者の個々の選解任理由

取締役の選任理由は、「第108回定時株主総会招集ご通知」に、監査役の選任理由は、「第105回定時株主総会招集ご通知」及び「第108回定時株主総会招集ご通知」において開示していますのでご参照下さい。なお、社外取締役及び社外監査役の選任理由につきましては、本報告書の【取締役関係】並びに【監査役関係】にも記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、執行と監督を分離する方針の下、取締役会規則及び取締役会付議事項細則において、取締役会に付議すべき事項を定めています。それらは、法定事項、定款所定事項等、経営の基本方針に関する事項や中長期の経営計画等、経営上重要な事項からなっています。経営陣(取締役及び執行役員)は、取締役会で決定された事業方針及びその実行計画に即して業務を遂行しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外取締役の独立性基準につきましては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の別紙「独立社外取締役の独立性基準」に記載していますのでご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会のバランス、多様性、規模並びに取締役の選任に関する方針及び手続は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第5条(取締役会の構成)及び第6条(取締役の選解任手続等)に記載していますのでご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役の他の上場会社の役員等の兼任状況は、「定時株主総会招集ご通知」及び「事業報告」において、毎年開示していますのでご参照ください。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に係る分析・評価の結果の概要】

当社取締役会は、取締役会が適切に機能しているかを定期的に検証し、その結果を踏まえて、課題の抽出及び改善の取り組みを継続的に実施することを目的に、2016年より毎年、取締役会の実効性評価を実施しています。2019年は、昨年に引き続き、すべての取締役及び監査役を対象に、外部機関による協力を得て取締役会の構成や運営に関する自己評価アンケートを実施し、外部機関が回収及び集計をしたアンケート結果に基づいて、分析・評価を実施しました。その評価結果の概要は以下のとおりです。

<評価結果の概要>

「取締役会の構成」、「取締役会の運営」、「戦略と実行及び業績モニタリング」、「取締役・監査役に対する支援体制」、「役員トレーニング」、「株主(投資家)との対話」、「取締役自身の取り組み」という7つの観点から、当社取締役会を評価した結果、概ね適切に機能しており、十分な実効性が確保できていることを確認しました。

<昨年度の取締役会実効性評価で抽出した課題への取り組み>

昨年度の取締役会実効性評価において、課題として抽出した「経営幹部候補者の育成計画」については、手続の客観性・適時性・透明性を高めるために、2018年12月13日に設置した指名委員会にて、後継候補者が代表取締役社長等に相応しい資質を有するか審議し、取締役会にその審議内容を報告することとしました。

また、「中長期の業績と連動した適切なインセンティブ付けのある報酬制度」については、本年6月27日開催の第108回定時株主総会において、「取締役に対する株式報酬制度導入の件」が決議されました。

<更なる改善が必要であると評価した点>

取締役会での経営戦略等に関する議論をより一層充実させるために、取締役会付議事項を見直すとともに、報告資料やその説明内容を、ポイントを押さえたものにするなどの諸施策に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対する研修等の方針】

当社の取締役・監査役に対する研修等の方針につきましては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第8条(取締役及び監査役の研修等の方針)に記載していますのでご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主を含むステークホルダーとの建設的な対話に関する方針につきましては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第1章(総則)及び第17条(ステークホルダーとの建設的な対話に関する方針)に記載していますのでご参照ください。

また、ステークホルダーとの対話を促進するための体制整備・取り組みにつきましては、以下のとおりです。

1. コーポレート部門 経営管理本部長が統括し、コーポレート部門 経営管理本部経理部IR課が対応窓口となり、社内の関係部門と連携して対応します。
2. 対話を通じて寄せられた意見・懸念などにつきましては、対応窓口であるコーポレート部門 経営管理本部経理部IR課から適宜経営陣に対して速やかに報告し、関係部門と連携の上、適切に対処するよう努めます。
3. 対話に際しては、諸法令に則りインサイダー情報を適切かつ慎重に管理します。また、当社はIR活動を積極的に行ってています。取り組みや方策等の詳細につきましては、本報告書【IRに関する活動状況】に記載していますのでご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
北越コーポレーション株式会社	33,447,808	22.18
大王海運株式会社	7,112,539	4.71
株式会社伊予銀行	7,072,998	4.69
株式会社愛媛銀行	6,920,947	4.59
愛媛製紙株式会社	5,331,335	3.54
カミ商事株式会社	4,700,109	3.12
農林中央金庫	4,110,090	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,047,000	2.68
一般社団法人高雄信託口	3,900,000	2.59
特種東海製紙株式会社	3,871,000	2.57

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

1.【大株主の状況】は、2019年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

2.持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
吉田 伸彦	他の会社の出身者										
北川 哲雄	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 伸彦		吉田伸彦氏は、独立役員であります。	他社の役員を歴任される中で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かすことで、独立した立場から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。
北川 哲雄		北川哲雄氏は、独立役員であります。	公認会計士としての専門知識と監査法人にて数多くの会計監査・内部統制監査及びコンプライアンス関連業務を手がける中で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かすことで、独立した立場から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の報酬の決定に対する客観性・透明性を確保するため、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する「報酬委員会」を設置しています。なお、役員報酬の決定プロセスの客観性・透明性をより高めるため、「報酬委員会」には、社外監査役2名がオブザーバーとして出席しています。

また、当社は、取締役候補者の指名と取締役の選解任等に対する客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する「指名委員会」を設置しています。「指名委員会」についても、社外監査役2名がオブザーバーとして出席しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定例会を開催し、会計監査人の職務の遂行体制の整備・運用状況や監査計画、監査実施状況など会計監査及び金融商品取引法に基づく内部統制監査に関する報告・説明を受けるとともに、会計監査期間中において、随時意見及び情報の交換を行っています。

監査役は、監査役監査の実効性を上げるため、監査役室を設け、監査役を補助する専任スタッフを配置しています。また、内部監査部等と定期的に会合を持ち、監査計画、監査実施状況・結果、被監査部門への提言内容などの報告を受け、随時意見の交換を行っています。

当社は、業務執行部門から独立した社長直属の内部監査部を設置しています。内部監査部は、取締役会の承認を受けた年間計画に従って当社並びに子会社を対象として監査を実施し、監査結果を取締役会及び監査役に報告しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
山川 洋一郎	弁護士												
清水 芳信	公認会計士												
長坂 武見	公認会計士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山川 洋一郎		山川洋一郎氏は、独立役員であります。	弁護士としての専門知識と、他社の役員を歴任された中で培われた豊富な経験を活かすことで、独立した立場から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。
清水 芳信		清水芳信氏は、独立役員であります。	公認会計士としての専門知識と、他社の役員を歴任された中で培われた豊富な経験を活かすことで、独立した立場から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。
長坂 武見		長坂武見氏は、独立役員であります。	公認会計士としての専門知識と、他社の役員を歴任された中で培われた豊富な経験を活かすことで、独立した立場から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を有する社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上のインセンティブとして、当社では、現在、常勤取締役の報酬について、業績への貢献度に応じて賞与額が変動する業績連動型の賞与制度を導入しています。

また、2019年5月27日開催の取締役会及び2019年6月27日開催の第108回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)を対象として、信託を用いた「株式報酬制度」を導入することを決議しました。当社執行役員に対しても、当社取締役に対するものと同様の株式報酬制度を導入します。本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役(10人): 基本報酬176百万円、賞与28百万円、総額205百万円

監査役(2人): 基本報酬34百万円、総額34百万円

社外役員(6人): 基本報酬60百万円、総額60百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、当社の企業価値向上に資するべく、業績向上に対する意欲を高め、優秀な人材を確保するための報酬体系とすることを原則とし、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本方針としています。

当社では、常勤取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議により、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する「報酬委員会」に委任しています。

常勤取締役の報酬額は、「報酬委員会」の審査、評価を踏まえ決定されます。常勤取締役の報酬体系は、月額基本報酬と業績に連動した賞与、及び株式報酬にて構成されています。

賞与は「報酬委員会」にて、各取締役の業績等の個別評価を行い、決定しています。

また、2019年5月27日開催の取締役会及び2019年6月27日開催の第108回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)を対象として、信託を用いた「株式報酬制度」を導入することを決議しました。当社執行役員に対しても、当社取締役に対するものと同様の株式報酬制度を導入します。株式報酬は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき決定しており、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が信託を通じて各取締役に対して交付される、という制度です。

常勤取締役の基本報酬と賞与、株式報酬の総額は株主総会にて承認を受けた報酬限度額内において決定しています。

なお、「役員退職慰労金制度」については、2015年6月26日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって廃止しました。

社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしており、株主総会で承認を受けた報酬限度額内において、取締役会の決議によって決定しています。

監査役の報酬は、基本報酬のみとしており、株主総会で承認を受けた報酬限度額内において、監査役の協議によって決定しています。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役(社外監査役)に対しては、取締役会開催に先立ち、議案の事前配布と説明等を事務局から実施し、情報提供を行っています。

また、監査役の業務を補助する専任スタッフとして監査役室を設置しており、社外監査役の業務についても適宜サポートする体制としています。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
井川俊高	顧問	当社の対外的活動、当社役職員の求めに応じての助言	非常勤、無報酬	2007/6/28	1年毎の契約

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

当社では、取締役会の決議により当社取締役経験者の方に顧問をお願いしています。

顧問には、長年にわたり経営に携わってきた経験・知見から、必要に応じて有用な助言をいただいてあります。また、顧問は経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新]

1) コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査役会設置会社として、取締役会が当社グループ全体の経営方針や重要な業務執行についての意思決定と業務執行の監督を行うとともに、取締役から独立した監査役及び監査役会が職務執行状況等の監督を行っています。

当社のコーポレートガバナンス体制の具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 取締役会

経営陣による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令又は定款に定める重要な業務執行について意思決定を行っています。

取締役会の人数は、定款で定める員数である20名以内とし、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために

必要かつ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定しています。
また、独立社外取締役を2名選任しています。

(2) 経営会議

意思決定の迅速化のために、社長及び各事業部長・本部長で構成する「経営会議」において、取締役会から委譲された事項につき意思決定を行っています。「経営会議」には常勤監査役2名がオブザーバーとして出席し、当該意思決定の状況を監視しています。

(3) 任意の委員会

報酬委員会

目的

取締役の報酬の決定に対する客觀性・透明性を高めることを目的としています。

権限

報酬委員会は、当社の常勤取締役の報酬に関して、その全体の体系及び取締役個人毎の評価・報酬額を決定し、取締役会に報告します。

構成員

独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、社外監査役2名がオブザーバーとして出席しています。

〔委員(3名)〕

・委員長 社外取締役 吉田伸彦

・社外取締役 北川哲雄

・代表取締役社長 佐光正義

指名委員会

目的

取締役候補者の指名と取締役の選解任等に対する客觀性・透明性を高めることを目的としています。

権限

指名委員会は、取締役会の諮問機関として、当社の取締役候補者の指名と取締役の選解任等に関して、取締役会からの諮問を受けて、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインに定める指名方針に沿って、答申します。

構成員

独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、社外監査役2名がオブザーバーとして出席しています。

〔委員(3名)〕

・委員長 社外取締役 吉田伸彦

・社外取締役 北川哲雄

・代表取締役社長 佐光正義

コンプライアンス委員会

目的

当社グループのリスクの管理及びコンプライアンスの強化を目的としています。

権限

リスクの網羅的な識別・評価、及び対応策の一元的管理、並びにリスクの重要性に応じた対応策等について審議及び意思決定を行うことにより、当社グループのリスク管理体制をチェックしています。

また、コンプライアンス委員会の下部組織として、「経理・財務」、「労務・人権」、「総務・広報」、「紙・板紙品質」、「H & PC品質」、「安全衛生」、「環境」、「海外リスク」の8つの小委員会を設置しており、リスクの属性に応じた具体的な実行策を審議・決定し推進することで、より実効性の高いリスク管理が可能な体制としています。

構成員

コンプライアンス担当取締役を委員長とし、社外取締役を含む役員等の計8名で構成し、常勤監査役1名、社外監査役1名及び内部監査部部長がオブザーバーとして出席しています。

〔委員(8名)〕

・委員長 代表取締役副社長 阿達敏洋(コンプライアンス担当)

・代表取締役副社長 岡崎邦弘

・常務取締役 小野享志

・取締役 田中幸広

・取締役 藤井博充

・社外取締役 吉田伸彦

・社外取締役 北川哲雄

・執行役員 資源・資材購買本部長 白峰幹郎

(4) 執行役員制度

業務執行の迅速化、責任の明確化を図るとともに、執行役員として経営に参画させることで次世代の経営者を育成することを目的として執行役員制度を導入しています。執行役員の選任・解任及び担当業務の決定は取締役会が行い、執行役員は取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行役員として担当業務を執行する責任を負っています。

(5) 監査役会

監査役会は毎月開催するとともに、必要に応じて適時に開催して監査役相互間の情報の共有を図っています。

(6) 会計監査人

前期における会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査は、PwCあらた有限責任監査法人が担当しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

意思決定の迅速化、経営の効率化及び業務執行機能の強化を図るとともに、経営の客觀性・透明性を確保して当社グループのコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを強化するために、上記体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の期日よりも3営業日以上前に発送しています。また、発送前に当社ホームページにも掲載しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットホームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	海外機関投資家向けに、議決権電子行使プラットホーム上及び当社ホームページにおいて、株主総会招集通知の英訳版(狭義の招集通知及び株主総会参考書類抜粋)を掲載しています。
その他	https://www.daio-paper.co.jp/ir/stock/meeting/ 上記URLにて、株主総会招集通知及び決議通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2018年6月、9月に、個人投資家向けの説明会を開催しました。今後も継続して実施していく予定です。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に、証券アナリスト向けの決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.daio-paper.co.jp/ir/library/ https://www.daio-paper.co.jp/ir/ir_news/ 上記URLにて、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、年次・中間報告書及びプレス発表内容を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名:コーポレート部門 経営管理本部 経理部IR課 IR担当役員:代表取締役副社長 コーポレート部門担当 兼 経営管理本部長 阿達 敏洋 IR事務連絡責任者:執行役員 コーポレート部門 経営管理本部 経理部長 井川 準一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第1章(総則)及び第17条(ステークホルダーとの建設的な対話に関する方針)において、株主を含むステークホルダーとの建設的な対話に関する方針を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	https://www.daio-paper.co.jp/csr/ https://www.daio-paper.co.jp/ir/library/report/ 上記URLにて、CSR基本方針及び統合レポート等を掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第4章(適切な情報開示と透明性の確保)第16条(情報の開示に関する方針)において、ステークホルダーから正しい理解と信頼を得るための情報の開示に関する方針を定めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム整備の基本方針を、取締役会で決議し、体制の整備を進めています。その概要は次のとおりです。

1) 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は「取締役会規則」に基づき経営に係る重要事項に關し意思決定を行うほか、各取締役は自己の職務執行状況を適宜取締役会に報告するとともに、相互に職務執行状況を監視する。

(2) 取締役会が定める「職務権限規程」、「稟議規程」等によって職位別の決裁権限と責任を明確にし、取締役及び従業員はこれらの適切な運用によって適正に職務を執行する。

(3) コンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備に係る方針・施策の決定並びに体制の監視・評価等を行う。

(4) コンプライアンス委員会の下部組織として、「経理・財務」、「労務・人権」、「総務・広報」、「紙・板紙品質」、「H & P C品質」、「安全衛生」、「環境」、「海外リスク」の8つの小委員会を設置し、各小委員会はその取組み状況についてコンプライアンス委員会に定期的に報告するとともに、必要に応じて取締役会に報告する。また各小委員会は、決定事項の実行及び効果の検証等の必要に応じて任意に部会を設置し、運営の指示並びに報告の聴取を行う。

(5) 法令遵守及び倫理観に基づいた責任ある行動を実践する。

「大王製紙グループ経営理念」、及び経営理念を達成するための役職員の判断基準・取るべき行動を定めた「大王製紙グループ行動規範」を掲げ、具体的な禁止事項等を「コンプライアンス規程」及び「社員が守るべき倫理事項」に定め、取締役及び従業員に対し継続的に教育・啓発する。また、社内規程を定期的に見直し、その内容を社内に周知・啓発する。

当社常勤取締役の行動評価について、適宜「報酬委員会」が面談を行い、責任ある行動に向けたコンセンサスの醸成に努めている。

(6) 当社グループでは内部通報制度として、外部弁護士を社外窓口、監査役室を社内窓口とする「企業倫理ホットライン」を設置するとともに、倫理規律上の問題や法令違反等を見聞きした場合の通報義務、通報者のプライバシーへの配慮、不利益な取扱いからの保護等について運用規則に定め、全社に周知することで内部通報制度の利用促進を図る。

(7) 子会社に対して、法令遵守はもとより、倫理規程の制定並びに高い倫理観を持って職務の遂行にあたることを求める。

(8) 当社の役職員を子会社の非常勤取締役又は監査役として就任させ、子会社の代表取締役並びに業務執行取締役の職務執行状況を監視する。

(9) 当社の役職員及び子会社の役員に対し、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施する。

2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行及び経営の意思決定に係る重要な情報・文書については、「文書取扱規程」等の社内規程に従って適切に保存・管理する。取締役及び監査役は必要に応じ、これらの情報・文書を閲覧できる。

3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに関する各種小委員会並びに部会において、経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクを適時に抽出・集約・評価するとともに、適切な対応を講じることにより、リスクの顕在化を未然に防止する。またリスク対応方針、下部組織の設置等の施策について意思決定を行い、全社リスク管理体制を整備する。

(2) 子会社については、コンプライアンス委員会を開催し、経営に重大な影響を与えるリスクを抽出・評価し、適切な対応を講じ、リスクの顕在化を未然に防止する体制とし、必要に応じて当社の役職員が出席して助言・提案等を行う。

(3) 自然災害、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある緊急事態が発生した場合の危機管理体制について定めた「危機管理規程」を周知徹底する。

(4) 万一、不測の事態が発生した場合は、「危機管理規程」に基づき、予想される当社への影響度に応じた社内体制を速やかに整備し、損失を最小限に抑えるとともに、原因の究明及び再発防止策を講じる。

(5) 当社グループは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、内部統制の効率的な整備・運用及び必要な是正を継続的に実施し、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を整備し、取締役の責任の範囲と職務権限を明確にし、部門間相互の役割分担及び連携を適切に行う。

(2) 経営環境の変化に対応するため、取締役会においては「業務執行の迅速化」及び「取締役の業務執行の監督」に努めるとともに、取締役及び部門長で構成する会議体を設置・運用することで、体質改善・構造改革に取り組む。

5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役会議事録を、各子会社を管轄する当社の各部署の部門長及び内部監査部へ提出する。

(2)「子会社管理規程」により、当社の承認又は当社への報告が必要な事項を定める。

6)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項、及び使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設けて使用人を配置し、監査役業務の補助を行う。使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を必要とする。

7)当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の使用人は監査役専属とし、取締役からの指揮命令権から独立させる。

8)当社グループの取締役等又は子会社の取締役等から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社グループの取締役及び使用人は業務執行の状況、内部監査の結果、その他重要な事項について、定期的に監査役に報告するとともに、法令違反その他のコンプライアンス上の重要な事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループにおいて、監査役に報告をした者に、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

10)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払う。

11)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持ち、監査に係る事項について意見交換を行うとともに、関連事業部等の内部監査部門と緊密に連携し、効果的な監査業務を遂行する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断するため、次の体制を整備しています。

1)「コンプライアンス規程」、「社員が守るべき倫理事項」等の社内規程において、反社会的行為への参加の禁止、及び反社会的勢力との関係断絶を規定し、社員への教育・啓発を継続する。

2)反社会的勢力の排除を目的とする外部団体へ加盟し、反社会的勢力に関する情報を収集する。

3)地元警察など関係各所との連携を深め、有事における協力体制を構築する。

4)反社会的勢力から不当要求がなされた場合は、総務部門が中心となって対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1) 適時開示に関する社内規程の制定

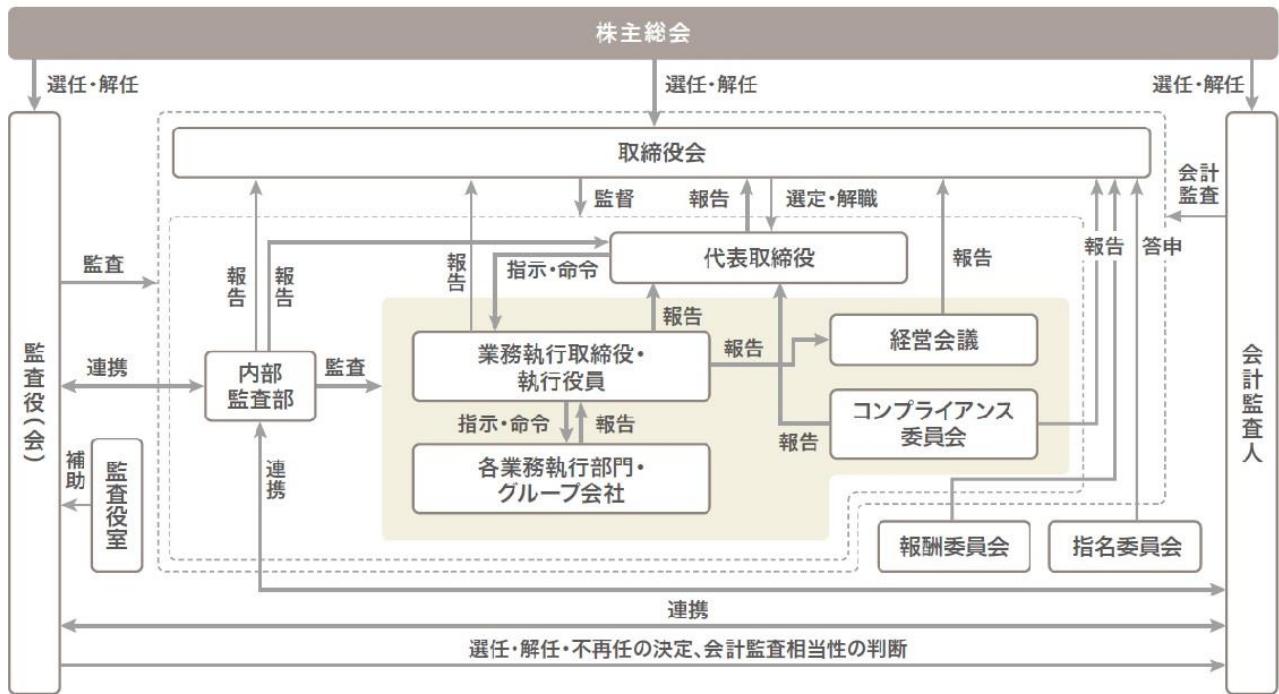
当社では、証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に沿って重要情報の適時・適切な開示を図ることを目的に、社内規程として「会社情報の適時開示に関する規程」を制定しています。規程の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 適時開示に係る基本理念の制定
- (2) 適時開示委員会の設置
- (3) 適時開示委員会による重要情報の一元管理

2) 適時開示委員会の設置

適時開示委員会は、「会社情報の適時開示に関する規程」に基づいて設置された当社及び子会社の重要情報の一元管理及び開示を行うための組織です。委員会において開示の要否・時期・内容等を審議し、開示手続を行います。委員会の構成及び委員会を中心とした適時開示に関する社内体制図は別紙のとおりです。

【参考1】コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制の模式図



【参考2】適時開示に関する社内体制図

